

議案第36号

基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正
について

基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和3年11月29日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改
正する条例

(基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成26年条例第
42号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100
分の157.5」に改める。

第2条 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

第7条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分
の162.5」に改める。

(基山町職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 基山町職員の給与に関する条例(昭和21年条例第9号)の一部を次のように改正
する。

第21条第2項及び第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に「100分の72.5」
を「100分の62.5」に改める。

第4条 基山町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項及び第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に「100分の62.5」を
「100分の67.5」に改める。

(基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 基山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第18号)

の一部を次のように改正する。

附則第4項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から、期末手当の支給月数の引下げを行うため、基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等を改正する必要がある。

令和3年11月29日原案 可決